特　記　仕　様　書

1　工 事 名	霞南住宅（仮称）新築工事
2　工事場所	南区霞一丁目
3　工　　期	請負契約締結の日から平成２２年3月１０日まで
4　工事概要	１　共同住宅新築工事
	構造・規模　　鉄筋コンクリート造　７階建
	７０戸（２ＤＫ４９戸、２ＬＤＫ3戸、３ＤＫ１８戸）
	建築面積　　　９３５．９４㎡
	延べ面積　　５,２５９．２４㎡
	２　集会所新築工事
	構造・規模　　鉄筋コンクリート造　平屋建
	建築面積　　１１６．００㎡
	延べ面積　　１０８．００㎡
	３　駐輪場１・２新築工事
	構造・規模　　アルミ造　平屋建
	建築面積　　　４０．９４㎡
	延べ面積　　　４０．９４㎡
	４　ゴミ置場新築工事
	構造・規模　　鉄筋コンクリート造　平屋建
	建築面積　　　１６．００㎡
	延べ面積　　　１６．００㎡
	５　外構工事
	歩道、駐車場、児童遊園、その他

大	中	小	地域	施設	種類	年度	工事　№
						２０	

5　付帯工事	雨水排水設備
6　別途工事	電気設備工事、給排水衛生ガス設備工事、エレベーター設備工事、畳工事、襖工事
7　図　　面	図　面　　№A-０１　～　№A-９５　　　計　９６　枚 　　　　　№S-０１　～　№S-４０　　　計　４０　枚 　　　　　　　　　　　　　　　　　合計　１３６　枚
8　仕 様 書	・　仕様書　　№　１　～　№　７　　計　　７　枚 ・　特記仕様書　　№　１　～　№４０　　計　４０　枚 ・　改修工事特記仕様書　　№　　～　№　　計　　　枚 ・　ﾈｯﾄ及びﾒｯｼｭﾌｪﾝｽ標準仕様書　　計　　１　枚 　　　　　　　　　　　　　合計　４８　枚
9　積算根拠 (基準・単価)	＊ 本工事の積算では、平成19年度公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）及び平成20年8月の単価を適用している。
10　施工条件	＊　交通整理員の配置について ⊙ 現場施工中、図示箇所に常時　１名配置すること。 ・ 資材・仮設材等の搬入出時および大型車両の入出時等に配置すること。
	＊ 中間検査の実施について ⊙ 本工事は、中間検査対象工事である。 ◇　中間検査の実施時期等については、協議のうえ決定するものとする。 ◇　検査の実施において検査員が必要と認めたときは、工事目的物の最小限を破壊して検査をすることができる。この場合において、当該検査及び復旧に関する費用は、請負者の負担とする。 ◇　請負者は、中間技術検査において改善を指示された場合、速やかに改善するものとする。 ・　実施する予定なし
	＊ 施工時間について 本工事における施工時間は、午前８時３０分から午後５時３０分までとする。
	＊ 請負金額 500 万円以上かつ工期 3 か月(90 日)以上の工事については、請負業者は別途定める要綱等により「建設工事安全協議会」に入会し、安全活動を実施すること。
	＊ 施工時期について 敷地外の外構工事（歩道整備等）は、建築工事完了（検査済証交付）後に着手すること。
	＊ 住戸の壁及び天井はパネル工法又は在来工法とする。
	＊ 施工者の責に帰すことができない杭芯のずれにより地中梁等に補強が必要な場合の対応については、協議による。
	＊ 敷地の一部は来年度発注予定の解体工事完了（平成 21 年 9 月頃）まで使用可能できない。

＊　建設発生土については、次の○印を適用する。

・　公共工事現場へ搬出する。

本工事で発生する建設発生土（再利用土等）は、下記の受入場所（片道運搬距離　　　km以下）へ搬出し、再利用するものとする。
・受入場所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ・受入条件　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ なお、「広島市建設発生土取扱要領」に基づき、「広島市建設発生土利用基準」（搬出土量 1，000 ㎥未満に適用）又は「国の建設発生土利用基準」（搬出土量 1，000 ㎥以上に適用）に定められた土質区分基準により、発生土の性状毎に土質区分を判定して搬出すること。搬出先は協議等により変更もあり得る。

⊙　公共の関与する埋立地、建設発生土の再資源化施設 又は 民間工事現場へ搬出する。

本工事で発生する建設発生土（再利用土等）は、別表 2-1 に掲げる受入場所へ搬出し、再利用するものとする。
本工事では、積算上、㈶広島県環境保全公社（広島市佐伯区吉見園地先）（片道運搬距離１４km以下）へ搬出し、再利用するものと仮定して算出しているが、別表 2-1 に掲げるその他の受入場所に搬出することを妨げるものではない。また、仮置場を設けている受入場所については、当該仮置場を経由することができるものとする。 なお、民間工事現場へ搬出する場合は「広島市建設発生土取扱要領」に基づき、「広島市建設発生土利用基準」（搬出土量 1，000 ㎥未満に適用）又は「国の建設発生土利用基準」（搬出土量 1，000 ㎥以上に適用）に定められた土質区分基準により、発生土の性状毎に土質区分を判定して搬出すること。

・　産業廃棄物処分場へ搬出する。

本工事で発生する建設発生土（再利用できない不良土）は、産業廃棄物処分業の最終処分の許可を有する産業廃棄物処分場へ搬出するものとする。
本工事では、積算上、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（片道運搬距離　　　km以下）へ搬出するものと仮定して算出しているが、産業廃棄物処分業の最終処分許可を有するその他の産業廃棄物処分場に搬出することを妨げるものではない。

＊　産業廃棄物については、次の○印を適用する。

☉　本工事で発生するコンクリート塊は、次の場所へ搬出する。

搬出場所　：産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設
本工事では、積算上、河崎運輸機工㈱（広島市南区出島二丁目１２－１３）（片道運搬距離６km以下）へ搬出するものと仮定して算出しているが、産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有するその他の再資源化施設に搬出することを妨げるものではない。

☉　本工事で発生するアスファルト塊は、次の場所へ搬出する。

搬出場所　：産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設 （再生アスファルトとして再資源化可能な施設）
本工事では、積算上、鹿島道路㈱広島東合材製造所（安芸郡熊野町字深原平２６６８－３２）（片道運搬距離１９．５km以下）へ搬出するものと仮定して算出しているが、産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有するその他の再資源化施設に搬出することを妨げるものではない。

・　本工事で発生する木材は、次の場所へ搬出する。

搬出場所　：産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設
本工事では、積算上、____________________ （片道運搬距離　　　km以下）へ搬出するものと仮定して算出しているが、産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有するその他の再資源化施設に搬出することを妨げるものではない。

・　本工事で発生する生木は、次の場所へ搬出する。

搬出場所　：産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設
本工事では、積算上、____________________ （片道運搬距離　　　km以下）へ搬出するものと仮定して算出しているが、産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有するその他の再資源化施設に搬出することを妨げるものではない。

☉　本工事で発生するがれき類は、次の場所へ搬出する。

搬出場所　：産業廃棄物処分業の最終処分の許可を有する産業廃棄物処分場
本工事では、積算上、中村砕石㈱（安芸高田市八千代町大字向山字高丸４９８）（片道運搬距離３１．５km以下）へ搬出するものと仮定して算出しているが、産業廃棄物処分業の最終処分許可を有するその他の産業廃棄物処分場に搬出することを妨げるものではない。

・　本工事で発生する可燃物（紙くず・木くず）は、次の場所へ搬出し、中間処理をした後、産業廃棄物処分業の最終処分の許可を有する処分場（管理型）へ処分する。

搬出場所　：産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する産業廃棄物処理施設
本工事では、積算上、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（片道運搬距離　　　km以下）へ搬出するものと仮定して算出しているが、産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有するその他の産業廃棄物処理施設に搬出することを妨げるものではない。

・　本工事で発生する可燃物（生木）は、次の場所へ搬出し、中間処理をした後、産業廃棄物処分業の最終処分の許可を有する処分場（管理型）へ処分する。

搬出場所　：産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する産業廃棄物処理施設
本工事では、積算上、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（片道運搬距離　　　km以下）へ搬出するものと仮定して算出しているが、産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有するその他の産業廃棄物処理施設に搬出することを妨げるものではない。

・　本工事で発生する廃プラスチック類は、次の場所へ搬出する。

搬出場所　：産業廃棄物処分業の最終処分の許可を有する産業廃棄物処分場
本工事では、積算上、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（片道運搬距離　　　km以下）へ搬出するものと仮定して算出しているが、産業廃棄物処分業の最終処分許可を有するその他の産業廃棄物処分場に搬出することを妨げるものではない。

・　本工事で発生するガラス・陶磁器くずは、次の場所へ搬出する。

搬出場所　：産業廃棄物処分業の最終処分の許可を有する産業廃棄物処分場
本工事では、積算上、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（片道運搬距離　　　km以下）へ搬出するものと仮定して算出しているが、産業廃棄物処分業の最終処分許可を有するその他の産業廃棄物処分場に搬出することを妨げるものではない。

・　本工事で発生するCCA処理木材は、次の場所へ搬出し、中間処理をした後、産業廃棄物処分業の最終処分の許可を有する処分場（管理型）へ処分する。

搬出場所　：産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する産業廃棄物処理施設
本工事では、積算上、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（片道運搬距離　　　km以下）へ搬出するものと仮定して算出しているが、産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有するその他の産業廃棄物処理施設に搬出することを妨げるものではない。

・　本工事で発生する廃石膏ボードは、次の場所へ搬出する。

搬出場所　：産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する産業廃棄物処理施設又は最終処分の許可を有する産業廃棄物処分場(管理型)

本工事では、積算上、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（片道運搬距離　　　km以下）へ搬出するものと仮定して算出しているが、産業廃棄物処分業の中間処理及び最終処分の許可を有するその他の産業廃棄物処分場に搬出することを妨げるものではない。

なお、積算においては、以下の試験項目に関する分析費を
・見込んでいる。
・見込んでいない。

試　験　項　目	判　定　基　準		
1　カドミウム又はその化合物	検液１リットルにつき	カドミウム	0.1mg 以下
2　鉛又はその化合物	〃	鉛	0.1mg 以下
3　ひ素又はその化合物	〃	ひ素	0.1mg 以下

注）項目１～３の判断基準は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第５条第１項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（平成 10 年環境庁告示第 17 号）又は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（平成 10 年環境庁告示第 16 号）による。

・　本工事で発生する汚泥は、次の場所へ搬出する。
（標準仕様ダンプトラックで搬出する場合）

搬出場所　：下表に掲げる汚泥の再資源化施設又は産業廃棄物処分業の最終処分の許可を有する産業廃棄物処分場（管理型）
（ただし、(財）広島県環境保全公社五日市処分場へ搬出することはできない。）

本工事では、積算上、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（片道運搬距離　　　km以下）へ搬出するものと仮定して算出しているが、下表のその他の再資源化施設及び産業廃棄物処分業の最終処分許可を有するその他の産業廃棄物処分場に搬出することを妨げるものではない。

（汚泥の再資源化施設）

再生による最終処分を行う再資源化施設	左記再資源化施設に搬入する場合の受入場所
㈱熊野技建 （安芸郡熊野町字深原平 2672-126）	同左
太平洋セメント㈱ （大分県津久見市合の元町 2-1）	光陽建設㈱ （呉市吉浦新町２丁目 197-1）
㈱トクヤマ （山口県周南市渚町 4900-4）	㈱環境開発公社 （佐伯区五日市町大字石内笹原 460-18）
黒瀬資源再利用センター㈱ （東広島市黒瀬町大多田字十田 302-52）	同左
丸伸企業㈱ （安佐北区可部南４丁目 1-19）	同左
㈱砂原組 （安佐北区安佐町大字飯室字国丸 2825）	同左

なお、汚泥を再資源化施設へ搬出する場合の施工管理は、「建設汚泥の再資源化施設への搬出の手引」によること。

・　本工事で発生する汚泥は、次の場所へ搬出する。
（バキューム車で搬出する場合）

搬出場所　：下表に掲げる汚泥の再資源化施設

・　本工事では、積算上、汚泥の産業廃棄物処分業の中間処理の許可を受けている産業廃棄物中間処理施設に搬出して中間処理した後、汚泥の再資源化施設 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（片道運搬距離　　km以下）へ搬出するものと仮定して算出しているが、下表のその他の再資源化施設に搬出することを妨げるものではない。

・　本工事では、積算上、汚泥の再資源化施設 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（片道運搬距離　　km以下）へ直接搬出するものと仮定して算出しているが、下表のその他の再資源化施設のうちバキューム車の直接搬入可としている施設、又は汚泥の産業廃棄物処分業の中間処理の許可を受けている産業廃棄物中間処理施設に搬出して中間処理した後、下表に掲げる汚泥の再資源化施設に搬出することを妨げるものではない。

（汚泥の再資源化施設）

再生による最終処分を行う再資源化施設	備　考
㈱熊野技建 （安芸郡熊野町字深原平 2672-126）	バキューム車の直接搬入可
太平洋セメント㈱ （大分県津久見市合の元町 2-1）	バキューム車の直接搬入不可
㈱トクヤマ （山口県周南市渚町 4900-4）	バキューム車の直接搬入不可
黒瀬資源再利用センター㈱ （東広島市黒瀬町大多田字十田 302-52）	バキューム車の直接搬入不可
丸伸企業㈱ （安佐北区可部南 4 丁目 1-19）	バキューム車の直接搬入可
㈱砂原組 （安佐北区安佐町大字飯室字国丸 2825）	バキューム車の直接搬入可

なお、工事完成時には、マニフェストＥ票の写し（汚泥を中間処理施設に搬出し中間処理した後、汚泥の再資源化施設に搬出した場合は、二次マニフェストの写しを含む）を監督員に提出すること。

・　本工事で発生する＿＿＿＿＿＿は、次の場所へ搬出する。

搬出場所　：産業廃棄物処分業の　　　　の許可を有する産業廃棄物処分場（　　型）

本工事では、積算上、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（片道運搬距離　　　km以下）へ搬出するものと仮定して算出しているが、産業廃棄物処分業の　　　　の許可を有するその他の産業廃棄物処分場に搬出することを妨げるものではない。

＊　請負者は次の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

砕　　石	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ（最大粒径 40 ㎜） RC-40	
加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	再生密粒度ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ(13)	
	再生粗粒度ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ(20)	
	再生細粒度ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ(13)	
砂	再生砂	

(1) 品質・規格

ア　再生加熱アスファルト混合物

再生加熱アスファルト混合物の種類は、密粒度アスファルトコンクリート（13)、細粒度アスファルトコンクリート（13)、粗粒度アスファルトコンクリート（20）とする。再生加熱アスファルト混合物の標準配合及びマーシャル試験に対する基準値は、「プラント再生舗装技術指針」表－4.5 及び表－4.7 に示すとおりとする。

イ　砕　石

①　ごみ、ガラス、陶磁器、れんが、瓦、プラスチック、金属等の有害物質を含まないものとする。

②　材料の基準

表乾状態比重	吸水率	すりへり減量
2.35 以下	8.0%以上	40%以上

③　品質の基準

塑性指数	修正ＣＢＲ
6 以下	30%以上

④　粒度範囲

ふるい呼び名（mm）	53	37．5	19	4．75	2．36
通過重量百分率（%）	100	95～100	50～80	15～40	5～25

(2) 本工事で使用する再生クラッシャランは、次表のいずれかの承認工場が製造したものとする。

会　社　名	所　在　地
㈱熊野技建	安芸郡熊野町字深原平 2672－115
山陽工営㈱	佐伯区五日市町大字保井田 350－6
協和鉱業㈱	安佐北区安佐町大字筒瀬 2211
中国建材工業㈱	安佐北区安佐町大字筒瀬 2181 外
中村砕石㈱	安芸高田市八千代町向山 498 外
河崎運輸機工㈱	南区出島二丁目 12－13
㈲秀知産業	安佐北区安佐町大字小河内字上堂原 4759
㈱NIPPO ｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ広島合材工場	安佐南区沼田町大字伴築地 3497－1
黒瀬資源再利用センター㈱	東広島市黒瀬町大字大多田字大十田 302－52
東亜道路工業㈱広島瀬野川アスコン	東広島市志和町冠 1030－4 外
前田道路㈱広島合材工場	佐伯区湯来町大字葛原字南郷三杭 319－9
中国生コンクリート㈱	南区出島二丁目 1－69
山一産業㈱	安佐北区白木町志路西大平 3837
湯来土地開発㈱	佐伯区湯来町大字和田字中山 341

(3) 本工事で使用する再生砂は、本市発注工事から発生する建設発生土を搬入している再資源化施設（次表のとおり。）のものを優先的に用いるよう努めること。

事　業　者	所　在　地
㈱熊野技建	安芸郡熊野町 9344－1
㈱キョーワ	廿日市市宮内 725－1
黒瀬資源再利用センター㈱	東広島市黒瀬町大字大多田字大十田 302－52
博栄興産㈱	江田島市大柿町大字大原字秀地
協和鉱業㈱	安佐北区安佐町大字筒瀬 2211
㈱フロンティアジャパン	安佐南区上安町字松畝 320
㈲秀知産業	安佐北区安佐町小河内槙原 584－1
㈲沖田砂利	山県郡安芸太田町大字穴字津都見 94－11
あさやま工業㈱	山県郡安芸太田町大字津浪字浅瀬 40－2

＊ 本工事で使用する再生砂、再生砕石及び再生加熱アスファルト混合物については、運搬距離は原則として４０キロメートル以内とする。ただし、再生加熱アスファルト混合物の運搬時間は１．５時間以内とする。

11　工事仕様

1．図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修【公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成19年版】による。

2．特記仕様

1）項　　目　　番号に×印のあるものは適用しない。

2）特記事項

1　⊙印のついたものを適用する。

2　⊙印のない場合は、※印のあるものを適用する。

3　⊙印と㊟印のある場合は、共に適用する。

4　(　)内表示番号は、公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

項　　目		特　記　事　項
１章　一般共通事項		
1．適用基準等		⊙　建築工事標準詳細図　　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成17年版） ・　建築鉄骨設計基準及び同解説　建設大臣官房官庁営繕部監修（平成10年版） ⊙　工事写真の撮り方（改訂第２版）－建築編－　建設大臣官房官庁営繕部監修
2．設計図書の優先順位	(1.1.1)	設計図書間に相違がある場合、設計図書の優先順位は次の１から５の順番のとおりとし、これにより難い場合は (1.1.8)による。 1　工事に関する説明書及びこれに対する質問回答書 2　仕様書、特記仕様書 3　図面 4　標準仕様書 5　設計書
3．電気保安技術者	(1.3.3)	※　適用する　（自家用電気工作物を設置する場合） ・　適用しない（上記以外の場合）
4．発生材の処理等	(1.3.8)	・　引渡しを要する（　　　　　　　　　　　　） ※　引渡しをしない ※　スクラップは自由処分とする ・
5．材料の品質等	(1.4.2)	1　材料 工事に使用する材料は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。 2　材料の品質・性能証明の省略 使用する材料が（社）公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の評価を受けたもの又は (財)ベターリビングの「公共住宅用資機材品質性能評価事業」の評価を受けたものである場合は、評価書の写しを監督職員に提出することにより、標準仕様書第１篇第１章第４節 1.4.2(b)の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。

6．化学物質の濃度測定	(1.5.9)	次の室の室内濃度を別表 1-1,2 により測定し、監督職員に報告する。 （ 共同住宅：各階各タイプ住戸に付き２室　計２８室　　集会所：２室 測定室については監督員の指示による。 ）
7．化学物質を発散する建築材料等		本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の１)から６)を満たすものとする。 １) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散させないか、発散が極めて少ないものとする。 ２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散させないか、発散が極めて少ないものとする。 ３）接着剤はフタン酸ジーｎーブチル及びフタン酸ジー２ーエチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散させないか、発散が極めて少ないものとする。 ４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散させないか、発散が極めて少ないものとする。 ５）１、３及び４の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散させないか、発散が極めて少ないものとする。 ６）ホルムアルデヒドの放散量は、建築基準法に定める「規制対象外」又は「第三種」とし、適用は特記による。 「規制対象外」に該当する建築材料等 １．ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品 ２．建築基準法施行令第 20 条の 7 第 4 項による国土交通大臣認定品 ３．下記表示のあるＪＡＳ規格品 ａ．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 ｂ．接着剤等不使用 ｃ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散させない材料使用 ｄ．ホルムアルデヒドを発散させない塗料等使用 ｅ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散させない塗料使用 ｆ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散させない塗料等使用 「第三種」に該当する建築材料等 １．ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆規格品 ２．建築基準法施行令第 20 条の 7 第 3 項による国土交通大臣認定品 ３．旧ＪＡＳのＥo 規格品 ４．旧ＪＡＳのＦco 規格品
8．施工中の安全管理		接着剤及び塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し適切な乾燥時間をとるものとする。また、施工時,施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。
9．特別な材料の工法		公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて、当該製品の工法によることができる。
10．統括安全衛生責任者の指名		・　労働安全衛生法第 15 条に基づく指名を行う

11. 技能士	(1.5.2)	・適用する　　・　適用しない

工事種別	適　用　種　別	工事種別	適　用　種　別
鉄　筋	⊙鉄筋施工(鉄筋組立て作業)	ALC パネル	・ＡＬＣパネル施工
ｺﾝｸﾘｰﾄ	⊙型枠施工 ⊙コンクリート圧送施工	木	⊙建築大工
		左　官	⊙左官
鉄　骨	・とび	金　属	・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）
防　水	⊙防水施工(・アスファルト防水・ウレタンゴム系塗膜防水・合成ゴム系シート防水・アクリルゴム系塗膜防水・シーリング防水・塩化ビニル系シート防水)の各工事作業	塗　装	⊙建築塗装作業
		建　具	⊙サッシ施工 ⊙ガラス施工 ・自動ドア施工
ブロック	・ブロック建築	内　装	⊙内装仕上げ施工(・カーペット系床・プラスチック系床・ボード)の各仕上げ工事作業 ⊙表装（壁装作業）
石	・石材施工(石張り作業)		
タイル	・タイル張り		
屋根及びとい	・建築板金（内外装板金作業） ・かわらぶき	植　栽	・造園
		ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ	・金属ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工

12. 設備工事との取り合い

施工範囲は　⊙　工事区分表による
・　図示による（・　仕上表　・　　　　　）

13. 完成時の提出図書

(1.7.1)
完成図　　※　作成する　　・　作成しない
保全に関する資料　　※　作成する　　・　作成しない

(1.7.2)
完成図の作成方法　　※　設計図（発注図）を修正する
・　既存現況図を修正する
（完成図はＣＡＤデータ又は第２原図を修正して作成する。）
原図（完成図）　　・　提出する（１部）　※　提出しない
（原図（完成図）はトレーシングペーパーで提出する。）
複写図　　・　提出する（　　部）　※　提出しない

(1.7.3)
保全に関する資料
⊙　建築物等の保守に関する説明書　　・　各種取扱説明書
⊙　主要な材料・機器一覧表（材料名、メーカー名、施工業者名、色番号を記入した仕上表等）　・
その他提出図書
⊙　鍵リスト及び平面図　　⊙　保証書
背中合せ黒表紙金文字製本（Ａ４判：２部）　※　作成する　・　作成しない
（対象書類は、仕様書、特記仕様書、図面一式（Ａ３縮小版）、その他上記の提出書類で監督員と協議したものとする。また、電子納品を行った場合は、成果品（CD-R）2 部のうち１部を同封すること。）

14. 電子納品

※　本工事は、電子納品対象工事とする。
・　本工事は、電子納品を行わない。
（電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の成果品を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下「要領等」という。）に基づいて作成したものを指す。）
本工事は、設計図（発注図）CAD データを
※　貸与する　　・　貸与しない
（貸与した CAD データは当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。）
工事の着手前に必ず監督員と電子納品について事前協議を行うこと。
成果品は、「要領等」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で 2 部提出する。
電子媒体提出の際には、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策ソフトによるチェックを実施したうえで提出すること。
この取扱により難い場合は、監督員と協議して提出方法を決定すること。

15. マイクロフィルム撮影		※　撮影しない ・　撮影する（１部提出（台紙の色は黄とする）） ※仕様書、特記仕様書、図面一式　　・
16. 完成写真		下記のものを原版共監督職員に提出する。(フリーアルバム、A４判製本各１部)

分類・規格	撮影枚数	原版の大きさ
※　カラー ※　キャビネ判	外部　・　２０枚 ・　枚	外部 10㎝×12.5㎝
・　全紙パネル ・　手札判	内部　・　４０枚 ・　枚	内部 6㎝×9㎝

２章　仮設工事

1．監督職員事務所	(2.3.1)	☉　設置する（２０㎡程度）　　・　設置しない
2．監督職員事務所の備品等		⊗　机、椅子（３組）　☉　書棚（１個）　☉　黒板（１個） ☉　冷暖房機器（１台）・　消火器（　台）☉　保護帽（３個） ☉　請負者加入電話の子機(１台)　☉　安全帯（３個） ☉　協議机、椅子（１式）　・　☉　長靴（３足）
3．工事用水		構内既存の施設　・　利用できる（・　有償　・　無償） ☉　利用できない
4．工事用電力		構内既存の施設　・　利用できる（・　有償　・　無償） ☉　利用できない
5．下水道の使用		構内既存の施設　・　利用できる（・　有償　・　無償） ☉　利用できない
6．トイレユニット	(2.3.1)	※　設ける　・　設けない（既存の施設を利用できる）
7．手すり先行足場		☉　使用する　使用箇所（外部足場　　） 厚生労働省制定の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または、改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。

３章　土工事

1．埋戻し及び盛土の種別	(3.2.3)	・　A種（山砂の類）…　購入土 ※　B種（根切り土の中の良質土） ・　C種（他現場の建設発生土の中の良質土） 「広島市建設発生土取扱要領」及び「広島市建設発生土利用基準」を遵守すること。 ・　D種（再生コンクリート砂） ・　建設汚泥から再生した処理土
2．建設発生土の処理	(3.2.5)	※　指定処分（条件明示による） ・
3．山留めの撤去	(3.3.3)	※　する　・　しない

４章　地業工事

1．試験杭	(4.2.2)	位置　図示による 本数　８本
2．既製コンクリート杭地業	(4.3.2)	

種類	・　PHC杭	・	・
品質	※　A種　・　B種 ・　C種		
継手	※　なし　・　あり（　ヶ所）		
先端部形状	・　閉そく平坦　・　閉そくペンシル形　・　開放平坦		
先端部補強	※　なし　・　あり		
杭頭処理	※　行わない　・　行う（　）		

(4.3.4) ・　セメントミルク工法

支　持　地　盤	※　図示による　　　　　・
オ ー ガ ー 種 別	※　湿式アースオーガー　　・
プレボーリング掘削深さ	ＧＬー　　ｍ
杭 の 打 止 め 処 理	※　ドロップハンマーによる軽打　　・　圧入

(4.3.5) ・　特定埋込杭工法
※　建築基準法に基づく埋込杭工法　または　認定埋込杭工法

３．鋼杭地業　(4.4.2) 杭先端形状：先端羽根又は翼付
(4.4.3) 回転杭工法（特定埋込杭工法）

４．場所打ちコンクリート杭地業　(4.5.1～4)

掘　削　方　法	・　アースドリル工法　・　リバース工法　・　オールケーシング工法
コンクリートの強度	・　21N/mm²
コンクリートの種別	・　Ａ種　　　※　Ｂ種
孔 壁 測 定 装 置	・　適用する　　　※　適用しない

５．杭発生土の処理

・　発生土として「３章土工事」の「2.建設発生土の処理」を適用する。
・　不良土として産業廃棄物処分場（安定型）へ搬出する。
・　汚泥として再資源化施設、産業廃棄物中間処理施設、産業廃棄物処分場（管理型）のいずれかへ搬出する。

６．砂利及び砂地業　(4.6.3)

種　　類	厚　さ（mm）	施　工　場　所
・　切込み砂利 ・　切込み砕石	※　60　　・　100	
※　再生クラッシャラン RC-40	(※)　60　　⊙　100	基礎下、土間下
・　再生砂	・	

７．床下防湿層　(4.6.5)

⊙　ポリエチレンフィルム　厚さ　0.15㎜
　重ね合わせ及び基礎梁際ののみ込み　縦横共 250㎜
施工範囲　　※　図示による　　⊙　住戸及び集会所内部土間下

５章　鉄筋工事

１．鉄筋　(5.2.1)　※　異形鉄筋

種類の記号	径
(※)　ＳD295Ａ	D10、D13、D16
(※)　ＳD345	D19 以上
⊙　ＳD390	D29

２．溶接金網　(5.2.2)
網目の形状、寸法及び径（mm）
⊙　100×100×6　　　・

３．継手　(5.3.4)
柱及び梁の主筋　　※　ガス圧接（D19 以上）　　・　重ね継手

４．耐久性上不利な箇所等の鉄筋のかぶり厚さ　(5.3.5)
⊙　外部に面する打放し仕上げ部分　　70㎜（50＋増打厚さ 20）
・

５．圧接完了後の試験　(5.4.9)
抜取試験　　※　超音波探傷試験　　　・　引張試験
試験機関は第三者機関とし、監督職員の承諾を得ること。

６章　コンクリート工事

1．コンクリートの種類及び強度　(6.1.3～4)

※　普通コンクリート

設計基準強度(Fc)(N/mm²)	コンクリート強度(Fc+3)	スランプ(cm)	適用箇所
⊙　18	21	⊙　15	外部土間　外構構造物
		・　18	
⊙　21	24	⊙　15	（集会所）基礎　基礎梁
		⊙　18	（共同住宅、集会所）上部躯体（ゴミ置場）躯体
⊙　24	27	⊙　15	（共同住宅）基礎　基礎梁
		⊙　18	（共同住宅）上部躯体
⊙　27	30	⊙　18	（共同住宅）上部躯体

(6.11.1)

・　軽量コンクリート

設計基準強度(Fc)(N/mm²)	コンクリート強度(Fc+3)	種別	スランプ(cm)	適用箇所
・　18	21	1種		
		2種		
・　21	24	1種		
		2種		
・				

2．コンクリートの仕上り　(6.2.5)

打放し仕上げの種別

種　　別	適　用　箇　所
⊙　A種	※　図示　　・
⊙　B種	※　図示　　・
・　C種	※　図示　　・

3．セメント　(6.3.2)

※　普通ポルトランドセメント又は混合セメントA種

⊙　高炉セメントB種　　適用箇所（　図示　　　　　　　　　　）

4．骨材　(6.3.3)

アルカリシリカ反応性による区分

・　適用する（Aとする）

※　適用しない

5．混和材料　(6.3.5)

混和剤　　※　スランプ15の場合　…　AE減水剤

　　　　　※　スランプ18の場合　…　高性能AE減水剤

6．塩化物量及びアルカリ総量　(6.5.4)

アルカリ総量

※　適用する（3.0kg／m3以下とする）

・　適用しない

7．単位水量の測定

※　行わない　　・　行う（　　　　　　　　　　　）

8．型枠のせき板　(6.9.3)

※　コンクリート型枠用合板（厚さ12mm）

・　床型枠用鋼製デッキプレート（建設技術評価「鉄筋コンクリート造建築物等における床型枠用鋼製デッキプレートの開発」において評価を取得したもの、または評価名簿による）

・　特殊樹脂型枠

・　断熱材兼用型枠（建設技術評価「建築物の断熱材兼用型枠工法の開発」において評価を取得したもの）25mm以下かつ熱抵抗値1mh°C/kCal以上

・　MCR工法用シート（仕様はシート製造所若しくは販売店の仕様による）

・　メッシュ型枠

9．無筋コンクリート　(6.14.1)

設計基準強度(Fc)(N/mm²)	コンクリート強度(Fc)	スランプ(cm)	適用箇所
※　18 ・	※18 ・	⊙　15	捨コンクリート　防水押さえコンクリート
		・　18	

10. コンクリートの強度試験		※　コンクリートの強度試験については、工事全体でコンクリート総量が50㎥以上の場合は公的試験場で行い、50㎥未満の場合は生コン会社の試験でもよいこととする。（型枠存置用は、生コン会社の試験でもよい。） 　なお、生コン会社の試験の場合は、原則として現場代理人等が立会すること。 ・　行わない

７章　鉄骨工事

1. 鉄骨製作工場	(7.1.3)	加工能力等の指定 ・　する(　　　　　　　　　　　)　　　・　しない
2. 施工管理技術者	(7.1.3)	・　適用する　　　・　適用しない
3. 鋼材の種別	(7.2.1)	下表による
4. 高力ボルト	(7.2.2)	※　トルシア型(２種(Ｓ10Ｔ))　　　　・　JIS型(２種(Ｆ10Ｔ)) ・　溶融亜鉛めっき高力ボルト(１種(Ｆ8Ｔ相当))
5. アンカーボルト	(7.2.4)	材質　構造用アンカー　※ＳＮＲ400 　　　建方用アンカー　※ＳＳ400
6. デッキプレート	(7.2.7)	材質・形状・寸法は図示による。 耐火時間の要求　　　・　あり　　　・　なし ・　構造床用　　　・　合成スラブ用　　　・
7. 柱底均しモルタル	(7.2.9) (7.10.3)	材料　・　モルタル 　　　※　無収縮モルタル 工法　※　Ａ種　　　　　・　Ｂ種
8. 溶接技能者	(7.6.3)	技量付加試験を　　・　行う　　　※　行わない
9. 溶接部の試験	(7.6.11)	超音波探傷試験を　※　行う　　　・　行わない 　試験機関は公正な第三者機関とし、監督職員の承諾を得ること。
10. 耐火被覆面の錆止め塗装	(7.8.3)	・　塗装する（種別：　　　　　　　　　　）
11. 耐火被覆材の種別及び性能	(7.9.2)	耐火被覆材 　※　耐火材吹付け（・湿式　・乾式） 　・　ラス張りモルタル塗り 　・　耐火板張り 　・　耐火材巻付け 性能　　・

3. 鋼材の種別 (7.2.1)

種類の記号	施　工　箇　所
・　ＳＮ400Ａ	
・　ＳＮ400Ｂ	
・　ＳＮ400Ｃ	

８章　コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事

×1．ＡＬＣパネル　(8.4.2) (8.4.3) (8.4.4) (8.4.5) (8.4.6)

種　類	厚さ(㎜)	単位荷重(N/㎡)	耐火性能	工法種別
・ 外壁用	※100		・	・Ａ種・Ｂ種・Ｃ種
・ 間仕切用	100		・	・Ｂ種・Ｃ種・Ｄ種 ・Ｅ種
・ 屋根用	※100 ・		・ 30 分	・Ｆ種
・ 床用	※100 ・150		・ 60 分 ・ 120 分	・Ｆ種

外壁用、屋根用の建築基準法に基づき定められた風速(V_0)及び建築基準法に基づき定められた地表面粗度区分
※　図示による

×2．押出成形セメント板　(8.5.2) (8.5.3) (8.5.4) (8.5.5)

種　類	表　面　形　状	厚さ(㎜)	耐火性能	取付工法の種別
・ 外壁	※ フラットパネル ・ デザインパネル（図示）	・ 50 ・ 60	・	・ Ａ種 ・ Ｂ種
・ 間仕切壁	※ フラットパネル ・ デザインパネル（図示）	・ 50 ・ 60	・	・ Ｂ種 ・ Ｃ種

外壁用、屋根用の建築基準法に基づき定められた風速(V_0)及び建築基準法に基づき定められた地表面粗度区分
※　図示による

９章　防水工事

×1．アスファルト防水　(9.2.3)

種　別	施工箇所	種　別	施工箇所

・　Ｄ－1,2 の脱気装置(種類　　　　　設置数量　　　　　)

2．断熱工法の断熱材　(9.2.2)

厚さ　※　25　　⊙　35

3．立上がり押え　(9.2.5)

⊙　乾式保護材　・　れんが　・　コンクリート　・　モルタル

4．改質アスファルトシート防水　(9.3.3)

種　別	厚　さ		
・ ＡＳ－１	下層用	非露出複層防水用Ｒ種	※　2.5 以上
	上層用	露出複層防水用Ｒ種	※　3.0 以上
・ ＡＳ－２		露出単層防水用Ｒ種	※　4.0 以上

⊙改質アスファルトシート防水常温工法、常温外断熱工法
（田島ルーフィング　ガムクール防水　押え工法・日新工業他同等品以上）

5．合成高分子系ルーフィングシート防水 (9.4.3)

種　別	厚　さ（㎜）	保護塗装（露出の場合）	施工箇所
・　S－F１	※ 1.2　・ 1.5 ・ 2.0　・	※　カラー ・　シルバー ⊙　遮熱カラー	
⊙　S－F２	※ 2.0　⊙ 1.5		ゴミ置場屋根
・　S－M１	※ 1.5　・		
・　S－M２	※ 1.5　・		
・　S－M３	※ 1.2　・		

・　脱気装置(種類　　　　　　　　　設置数量　　　　)

6．塗膜防水 (9.5.3)

種　　別	施　工　箇　所
X-2	図示

・　X－１の脱気装置（種類　　　　　　　　　設置数量　　　　）
・　Y－２の保護層は図示による

7．シーリング材の試験 (9.6.5)　接着性試験　※　行う　　・　行わない

8．保証書
保証書を提出する。（元請負、製造所、施工者の３者連名を２部）
※　10年（アスファルト、改質アスファルト、シート、塗膜防水）
・　　年（　　　　　　　　　　　　　）

１０章　石工事

1．石材 (10.2.1)
石材の種類及び表面仕上げ

施工箇所	種類・産地・名称	仕上げの種類	工　　法
定礎	御影石	本磨き	
上框	御影石	本磨き	
床見切(幅木部)	御影石	本磨き	

形状・寸法　※　図示による
品質　※　１等品（床以外）　※　２等品（床）

(10.5.3)　建築基準法に基づき定められた風速(V_0)及び建築基準法に基づき定められた地表面粗度区分　※　図示による

※2．取付け金物 (10.2.2)　乾式工法用金物　・　スライド方式　・　ロッキング方式

※3．その他の材料 (10.2.3)～(10.7.3)
・　石裏面処理材　※　図示による　・
・　裏打ち処理材　※　図示による　・
・　ドレインパイプの材質　※　図示による　・
・　金物固定充填材料　※　図示による　・

１１章　タイル工事

X1．伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地　(11.1.3)

外壁　※　図示による

2．材料　(11.2.1)

再生材利用タイル　・　使用する　（　　　　　　）
　　　　　　　　　・　使用しない（　　　　　　）

タイルの種類

施工箇所	生地	釉薬	形状・寸法(㎜) 色の種類	工　法	備考
玄関ホール前	磁器質	無釉	100×100 ※ 標準色　・ 特注色		
玄関ホール前スロープ	磁器質	無釉	100×100 ※ 標準色　・ 特注色		ノンスリップ
玄関ホール前階段	磁器質	無釉	100×100 ※ 標準色　・ 特注色		垂付ノンスリップ
玄関ホール	磁器質	無釉	100×100 ※ 標準色　・ 特注色		
			※ 標準色　・ 特注色		
			※ 標準色　・ 特注色		

役物使用箇所
内装　※　出隅・天端のみ使用　・　使用しない
外装　※　使用する　　　　　　・　使用しない

タイルの試験張り　・　行う（　　　　）　※　行わない
タイルの見本焼き　・　行う（　　　　）　※　行わない

X3．陶磁器質タイル型枠先付けのタイルユニット等　(11.2.2)

種別

タイル型枠先付けの種別	生　地	適用タイル	備　考

役物使用箇所（・　　　　　　・　　　　　　）

X4．陶磁器質タイル張りの施工　(11.3.3)

・　ＭＣＲ工法
　　※　図示による　　・（　　　　　　）
・　目荒し工法
　　※　図示による　　・（　　　　　　）

１２章　木工事

１．接着剤

ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※　規制対象外　　・　第三種

２．木材　(12.2.1)

木材の樹種（図面特記なき場合）
⊙　共通仕様書 12 章各節による
※ 構造材　杉、松（代用樹種を含む）
　 造作材　杉、松（代用樹種を含む）
　 下地材　杉、松（代用樹種を含む）

保存処理木材　　・　適用する（　　　　　　）　⊙　適用しない
代用樹種を使用しない箇所
・　　　　・　　　　・
・　間伐材の使用　　使用箇所（　　　　　　　　）

３．集成材等　(12.2.2)

ホルムアルデヒドの放散量
※　規制対象外　　・　第三種

構造用集成材

品　名	強度等級	材面の品質	樹種名	接着性能	施工箇所

構造用単板積層材

樹　種	等　級	曲げ性能	水平せん断性能	施工箇所

造作用集成材（単材の樹種及び厚さ）

樹　種	単材の厚さ(㎜)	施　工　箇　所
ナラ	15	ベンチ

化粧ばり造作用集成材（化粧単板の樹種及び厚さ）

樹　種	厚　さ(㎜)	施　工　箇　所
杉	※　1.0　　・	柱、建具枠
杉	※　0.8　　・	鴨居、廻縁、その他
杉	・　0.2　　・　仕上表による	天井板
サクラ	※　1.5　　・	敷居
タモ	⊙　6.0	上框

		造作用単板積層材

表面の品質	防虫処理	施　工　箇　所

４．床張り用合板	(12.2.3)	ホルムアルデヒドの放散量 ※　規制対象外　　・　第三種
５．防腐・防蟻処理	(12.2.8) (12.2.9) (12.2.10)	防蟻処理　・　行う（　　　　　　　）　　※　行わない ※　表面処理用木材保存（防腐・防蟻処理）剤は、クロルピリホス、ダイアジノン、及びフェノブカルブを含有しない非有機リン系の薬剤とする。

１３章　屋根及びとい工事

１．長尺金属板葺	(13.2.2)	材料

規　格　番　号	規　格　名　称
※　JIS G 3322	塗装溶融 55%アルミニウムー亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯　（※　片面　・　両面）
・　JIS G 3312	塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯（※　片面　　・　両面）
⊙　製造所の規格による	被覆鋼板（ふっ素樹脂被覆鋼板又は耐酸被覆鋼板）
・　JIS G 3320	塗装ステンレス鋼板
・	

鋼板の厚さ(㎜)
一般部　・　0.3　　　・　0.35　　※　0.4　　　・　0.5　　・
役物部　※　0.4　　　・　0.5　　　・　0.6　　　・

(13.2.3)
形式　　　・　横葺　　・　瓦棒葺　　・　平葺　　⊙立馳葺@400
瓦棒葺きの場合　　※　@420 程度

建築基準法に基づき定められた風速(V_0)及び建築基準法に基づき定められた地表面粗度区分　　　※　図示による

~~2~~．折板葺

(13.3.2)　材料

規　格　番　号	規　格　名　称
※　JIS G 3322	塗装溶融 55%アルミニウムー亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯　（※　片面　・　両面）
・　JIS G 3312	塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯（※　片面　・　両面）
・　製造所の規格による	被覆鋼板（ふっ素樹脂被覆鋼板又は耐酸被覆鋼板）
・　JIS G 3320	塗装ステンレス鋼板
・	

種類　山　高　　　mm　　　山のピッチ　　　mm　　厚さ　　mm
　　　形　式　　・　重ね形　　・　はぜ締め形　　・
　　　役物部　　厚さ　　mm
　　　耐　力　　・

軒先面戸板　　・　有　　　・　無
断熱材張り　　・　図示による

(13.3.3)　建築基準法に基づき定められた風速(V_0)及び建築基準法に基づき定められた地表面粗度区分　　※　図示による

~~3~~．粘土瓦葺

(13.4.2)　材料
※　Ｊ型の 53A
・　種類、大きさ、産地等（　　　　　　　　　　　　　）
役物瓦の種類　　※　図示による
雪止め瓦の使用　　・　する　　　　・　しない

(13.4.3)　建築基準法に基づき定められた風速(V_0)及び建築基準法に基づき定められた地表面粗度区分　　※　図示による

4．とい

(13.5.2)　材種　　※　硬質塩化ビニル管（JIS K 6741）
・　リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（JIS K 9798）
・　配管用鋼管（JIS G 3452）
⊙　カラー硬質塩化ビニル管

防露材（ロックウール保温筒）のホルムアルデヒドの放散量
※　規制対象外　　・　第三種

5．たてといのシーリングプレート

※　図示による

１４章　金属工事

~~1~~．あと施工アンカー	(14.1.3)	引抜き耐力の確認試験 ※　機械的簡易引抜試験機 ・ 設計用引張強度（　　　　　　　　）
2．アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	(14.2.2)	（下表）

種　別	施　工　箇　所
・　A－　種	
⊙　B－　1種	防風スクリーン、アルミ庇、ＥＸＰ.Ｊ金物
・　C－　種	
・　D－　種	

~~3~~．鉄鋼の亜鉛めっき	(14.2.3)	（下表）

種　別	表面処理方法	施　工　箇　所
・　A種	溶融亜鉛めっき	
・　B種		
・　C種		
・　D種	電気亜鉛めっき	
・　E種		
・　F種		

4．軽量鉄骨天井下地	(14.4.3)	屋外の天井下地 野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔　※　900　・ 周辺部は端から　※　150㎜以内　・ 野縁間隔　※　300㎜程度　・
	(14.4.4)	屋外の軒天井、ピロティ天井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。
~~5~~．金属成形板張り	(14.6.2)	（下表）

種　別	表面処理	施　工　箇　所

~~6~~．アルミニウム製笠木	(14.7.2)	部材の種類　・　250形　・　300形　・　350形
	(14.7.3)	建築基準法に基づき定められた風速(V_0)及び建築基準法に基づき定められた地表面粗度区分　※　図示による
7．手すり	(14.8.2)	・　鋼製　・　亜鉛めっきを行う（　　　種） ・　亜鉛めっきを行わない ⊙　ステンレス製
8．タラップ	(14.8.3)	・　鋼製　・　亜鉛めっきを行う ・　亜鉛めっきを行わない ⊙　ステンレス製

１５章　左官工事

１．モルタル塗り　(15.2.2)

既製目地材

・　使用する（・　　　　　　　）　※　使用しない

~~２~~．セルフレベリング材塗り　(15.4.2)

種類

・　せっこう系　　　・　セメント系

３．仕上塗材仕上げ　(15.5.2)

⊙　薄付け仕上塗材

呼　び　名	仕上げの形状	工法
⊙　外装薄塗材Ｅ	⊙　砂壁状 ・　着色骨材砂壁状	※　吹付け ・
・	・	・

・　厚付け仕上塗材

呼　び　名	仕上げの形状	工法
・	・	・

外装厚塗材Ｅの上塗り　　　※　行う　　　・行わない

⊙　複層仕上塗材

呼　び　名	仕上げの形状	工法
⊙　複層塗材Ｓｉ ⊙　複層塗材Ｅ ・　複層塗材ＲＥ	⊙　ゆず肌状 ・　凸部処理 ・　凸凹模様	⊙　吹付け ・　ローラー
・	・	・

防水形複層塗材の増塗り　　　※　行う　　　・　行わない

複層仕上塗材の上塗材の種類

溶　媒	・　溶剤系　　・　弱溶剤系　※　水系
樹　脂	※　アクリル系　・　シリカ系　・　ポリウレタン系 ・　アクリルシリコン系　　・　ふっ素系
外　観	※　つやあり　・　つやなし　・　メタリック

建物内部に使用するユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量

※　規制対象外　　・　第三種

~~４~~．ロックウール吹付け(耐火被覆以外)　(15.7.3)

厚さ

・　10　・　15　・　20　・　25　・　30　・

１６章　建具工事

1．防火戸		煙感知器連動防火戸の解錠機構は、別途工事とする。
2．見本の製作等	(16.1.4)	建具見本の製作　・ する　※ しない 仮組　・ 行う　※ 行わない
	(16.1.6)	開口部の侵入防止対策上有効な措置が講じられた「防犯建物部品」の適用は、図示による。
3．アルミニウム製建具	(16.2.2) (16.2.4)	建具の性能等級等

性能項目	等　　　級
耐風圧性	※ S－4　・ S－5　・ S－6　・
気密性	※ A－3　⊙ A－4　・
水密性	※ W－4　・ W－5　・
表面処理	外部　※ B－1種　・ B－2種　・ （色調　・ブロンズ　・ステンカラー　・ブラック） 屋内　※ C－1種　・

防音ドアセット、防音サッシの遮音性の等級
⊙ T－1　・ T－2　・ T－3
断熱ドアセット、断熱サッシの断熱性の等級
・ H－1　・ H－2　・ H－3
耐震ドアセットの面内変形追随性の等級
・

(16.2.3) 網戸の防虫網
・ 合成樹脂製　※ ガラス繊維入り合成樹脂製
⊙ ステンレス(SUS316)製
取りはずし方式　・ 内外障子共完全内はずし式（出入口は除く）
・ 外部建具（　　　　　　　　　　）
・ 内部建具（　　　　　　　　　　）

4．鋼製建具　(16.3.2)
簡易気密型ドアセット
⊙ 適用する　・ 適用しない
防音ドアセット、防音サッシの遮音性の等級
⊙ T－1　・ T－2　・ T－3
断熱ドアセット、断熱サッシの断熱性の等級
・ H－1　・ H－2　・ H－3
耐震ドアセットの面内変形追随性の等級
・
開口補強　※ 扉のラッチ受座用切込開口補強
・ 枠の解錠機構用切込開口補強

~~5~~．鋼製軽量建具　(16.4.2)
簡易気密型ドアセット
・ 適用する　・ 適用しない
(16.4.3) 材質（学校用間仕切り建具を除く）

区　分	材　　　質
くつずり	※ ステンレス鋼板2.0㎜（ただしレールは1.5㎜）
召合わせ、縦小口包み板等	※ 鋼板　・ ビニル被覆鋼板 ・ ステンレス鋼板　・ アルミニウム合金
表面板	※ カラー鋼板　・ ビニル被覆鋼板　・ 鋼板

6．ステンレス製建具　(16.5.2)(16.5.4)(16.5.5)

防音ドアセット、防音サッシの遮音性の等級
・　Ｔ－１　　・　Ｔ－２　　・　Ｔ－３

断熱ドアセット、断熱サッシの断熱性の等級
・　Ｈ－１　　・　Ｈ－２　　・　Ｈ－３

耐震ドアセットの面内変形追随性の等級
・

表面仕上げ　　※　ＨＬ仕上げ　　・

曲げ加工　　※　普通曲げ　　・　角出し曲げ

７．木製建具　(16.6.2)

建物内部の木製建具に使用する表面材及びホルムアルデヒド水溶液を用いた建具用でん粉系接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※　規制対象外　　・　第三種

８．建具用金物　(16.7.2)

欄間等の軽微な箇所のレールは、合成樹脂製としてよい。

(16.7.4)

マスターキー
⊙　製作する（　３本）　　・　製作しない
・　既存のマスターキーに合わせる

グランドマスターキー
⊙　製作する（　　本、　　系統）　　・　製作しない

鍵箱　　⊙　設ける（１００個用）　　・　設けない

9．自動ドア開閉装置　(16.8.3)

センサー

種　　類	・　マット　・　光線(反射)　・　熱線　・　音波 ・　光電　・　電波　・　タッチ　・　ペダル ・　押しボタン　・　多機能便所スイッチ
取付位置	・　床面　・　天井面　・　壁面　・　無目

10．重量シャッター　(16.10.2)

連動制御盤及び煙感知器は、別途工事とする。

用途による種類
・　一般重量シャッター
・　外壁用防火シャッター
　　耐風圧強度　　一般（　　　）N/㎡　　外壁用（　　　）N/㎡
・　屋内用防火シャッター
・　屋内用防煙シャッター

シャッターケース（防火・防煙以外）　・　設ける　　・　設けない

11．軽量シャッター　(16.11.2)

耐風圧強度　　（　　　）N/㎡

シャッターケース　　・　設ける　　・　設けない

(16.11.3)　材質

名　　称	材　　　　質
ス　ラ　ッ　ト	※　塗装溶融亜鉛めっき鋼板又は塗装溶融亜鉛-５%アルミニウム合金鋼板 ・
ガイドレール（中柱は除く）	ステンレス鋼板　厚さ 1.5㎜
中　　　柱	鋼板（内法高さ　2.5m以上の場合は補強型とする）
座板（外部）	ステンレス形鋼　２Ｌ－3×30×30

(16.11.4)　スラットの形状
・　インターロッキング形　　・　オーバーラッピング形

(16.11.2)
・　上部電動式（手動併用）　　※　手動式

12. オーバーヘッドドア　（16.12.2）

形式及び機構

種　　類	区　　　　分
セクション材料	※　スチールタイプ　　・　アルミニウムタイプ ・　ファイバーグラスタイプ
開　閉　方　式	※　バランス式　・　チェーン式　・　電動式
収　納　形　式	・　スタンダード形　　・　ローヘッド形 ・　ハイリフト形　　・　バーチカル形
耐 風 圧 性 能	・ 500pa　・ 750pa　・ 1000pa　・ 1250pa　・ 1700pa

13. ガラス　（16.13.2）

ガラス留め材の種別

建具の種類	種　　　　別
アルミニウム製	※　ガスケット　　⊙　シーリング材
鋼　　　製	※　シーリング材　　・
ステンレス製	※　シーリング材　　・
木　　　製	⊙　シーリング材　　・　ガラスパテ

防火戸のガラス留め材は、建築基準法に基づく防火性能の認定を受けた条件による。

14. ガラスブロック積み　（16.13.5）

建築基準法に基づき定められた風速(Vo)及び建築基準法に基づき定められた地表面粗度区分　　※　図示による

15. 付属電気設備

自動ドア開閉装置、電動式シャッターの施工範囲

- ・　自動ドア開閉装置の電源スイッチ以降の配線工事（配管、位置ボックスは除く）
- ・　電動シャッターの操作スイッチ以降からシャッター制御盤までの配線工事（配管、位置ボックスは除く）
- ・　建築工事標準図№20 による

１８章　塗装工事

１．塗料材料

建物内部に使用するユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量　　※　規制対象外　　・　第三種

２．防火材料　（18.1.3）

屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする。

３．素地ごしらえ　（18.2.2）（18.2.3）（18.2.4）

下地の種類		種　　　　別
亜鉛めっき鋼面	鋼製建具	※　A種　・　B種　・　C種
	そ の 他	・　A種　※　B種　・　C種
鉄　　鋼　　面		・　A種　・　B種　※　C種

4. マスチック塗材塗り　（18.17.2）

種　別	凸面処理仕上げ	仕上材塗り
・　A種	・　行う ・　行わない	※　つや有り合成樹脂エマルションペイント２回塗り
・　B種	・	
・　C種	・　行う ・　行わない	・　アクリル樹脂エナメル２回塗り ・　つや有り合成樹脂エマルションペイント２回塗り

５．鉄鋼面つや有合成樹脂エマルションペイント塗　（18.12.4）

種別　　・　A種　　※　B種

１９章　内装工事

1．接着剤

壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量　　※　規制対象外　　・　第三種

2．ビニル床シート張り　(19.2.2)　(19.2.3)

記　号	色柄・形状	厚　さ(㎜)	工　　法
※　NC	※　無地 ⊙　縞模様	⊙ 2.0 ※ 2.5	・　突付け ※　熱溶接
	・　ノンスリップ	※ 2.5 以上	
・　ＰＦ	・　クッションシート	・ 1.8　　・ 2.3 ・ 3.5　　・	

耐水工法の施工箇所は、図示による。

3．ビニル床タイル張り及びゴム床タイル張り　(19.2.2)　(19.2.3)

種　　　類	厚　さ(㎜)	施工箇所
・　ホモジニアスビニル床タイル	※ 2.0	
・　コンポジションビニル床タイル(半硬質)	※ 2.0　・ 3.0	
・　コンポジションビニル床タイル(軟質)	※ 2.0　・ 3.0	

耐水工法の施工箇所は、図示による。

特殊機能床材

種　　　類	厚さ(㎜)	寸　法(㎜)
・　視覚障害者用床材（塩ビ製）	※ 2.0	※　300×300
・　視覚障害者用床材（合成ゴム製）	※ 2.0	※　400×400

4．ビニル幅木　(19.2.2)

材　　　質	厚さ(㎜)	高　　さ(㎜)
※　軟質　　・　硬質	※　1.5 ・	※ 60　　・ 75　　⊙ 100

階段ビニル幅木
- ・　稲妻　　高さ(㎜)　（・　60　　・　75　　・　100 ）
- ・　ささら　高さ(㎜)　（・　100　　・　　　　・　　　）

5．カーペット敷き　(19.3.3)

- ・　織じゅうたん（　種、織り方　　　　　　、パイル形状　　　　）
- ・　タフテッドカーペット（パイル形状　　　、パイル長さ　　　　）
- ・　ニードルパンチカーペット（厚さ　　　　㎜）
- ・　タイルカーペット　※　第１種ループパイル

帯電防止加工（施工箇所は、図示による。）
- ・　行う（※　３ＫＶ以下　　・　　　　　　）
- ・　行わない

6．合成樹脂塗床　(19.4.3)

種　　類	仕上げの種類
・　弾性ウレタン塗床	※　平滑仕上げ　　・　防滑仕上げ ・　つや消し仕上げ
・　エポキシ樹脂塗床	・　薄膜流し展べ仕上げ　・　樹脂モルタル仕上げ ・　厚膜流し展べ仕上げ　・　防滑仕上げ

ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量
※　規制対象外　　・　第三種

７．フローリング張り

体育館等の床は、図面による。

(19.5.2) ホルムアルデヒドの放散量
※　規制対象外　　・　第三種
複合フローリングの類別　⊙　１種　・　２種　・　３種
複合フローリングの塗装　⊙　有塗装品　・　無塗装品
樹種　※　ブナ　⊙　ナラ　・　カバザクラ

(19.5.4) ・　モルタル埋込み工法
フローリングブロックの樹種、大きさ、厚さは(表 19.5.1)による。

(19.5.5) ⊙　釘留工法
・　フローリングボード（表 19.5.2）による。
⊙　複合フローリング　厚さ　12㎜
種別　・　A種　⊙　B種　※　C種
下張り　⊙　あり　・　なし

(19.5.6) ・接着工法
・　単層フローリング
・　フローリングボード　・　フローリングブロック
・　モザイクパーケット（　　　　　　　　　）
・　複合フローリング

※8．畳敷き

(19.6.2) 種別　・　A種　・　B種　・　C種　・　D種

９．せっこうボードその他ボード及び合板張り

(19.7.2) 合板類、ＭＤＦ及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量
※　規制対象外　　・　第三種
その他ボード(種類：　　　　　　　　厚さ：　　　㎜)

(19.7.3)

材　種	記号	箇所	張り方	厚さ(㎜)
⊙ せっこうボード 9.5㎜…準不燃認定品 12.5㎜…不燃認定品	GB-R	壁	・ 突付け ・ 突付けＶ目地 ・ 目透し ・ 継目処理 ・ 捨張り ・ 直張り突付け ・ 直張り突付けＶ目地 ⊙ 直張り継目処理	・ 9.5 ⊙ 12.5
		天井	・ 突付け ・ 目透し ⊙ 継目処理 ⊙ 捨張り	⊙ 9.5 ・ 12.5
・ シージングせっこうボード	GB-S	壁	・ 突付け ・ 突付けＶ目地 ・ 目透し ・ 継目処理 ・ 捨張り ・ 直張り突付け ・ 直張り突付けＶ目地 ・ 直張り継目処理	・ 9.5 ・ 12.5
		天井	・ 突付け ・ 目透し ・ 継目処理 ・ 捨張り	・ 9.5 ・ 12.5

材　種	記号	箇所	張り方	厚さ(mm)
⊙ 化粧せっこうボード（トラバーチン）	GB-D	天井		・ 9.5（不燃） ⊙ 9.5（準不燃）
⊙ 化粧せっこうボード（・ 板目 ⊙ 柾目）	GB-D	天井	・ 直張り ⊙ 目透し	⊙ 9.5（準不燃）
⊙ 無石綿セメントけい酸カルシウム板	FK	壁	・ 突付け ・ 目透し ・ 継目処理	・ 5 ・ 6 ・ 8 ・ 10 ・ 12
		天井	・ 突付け ⊙ 目透し	・ 5 ⊙ 6 ・ 8 ・ 10 ・ 12
・ 無石綿セメント板（フレキシブル板）		天井	・ 突付け ・ 目透し	・ 4 ・ 5 ・ 6 ・
・ 無石綿セメント板（平板）		天井	・ 突付け ・ 目透し	・ 5 ・
・ 難燃木毛セメント板 ・ 断熱木毛セメント板		天井		・ 15 ・ 20 ・ 25

材　種	記号	形　状	厚さ(mm)
⊙ ロックウール吸音板	RW-B	⊙ トラバーチン ・ リブ状（凹凸）	⊙ 9 ・ 12 ・

・　天然木化粧合板　　化粧単板の樹種（　　　　　）
　　　　　　　　　　化粧単板の厚さ　　　mm、合板の厚さ　　　mm
・　特殊加工化粧合板　仕上げ（　　　　　）、合板の厚さ　　　mm
・　再生パーティクルボードの使用　使用箇所（　　　　　）
・　再生繊維板の使用　　　　　　　使用箇所（　　　　　）
・　再生木質系セメント板の使用　使用箇所（　　　　　）

10.　壁紙張り　（19.8.2）

材料　ホルムアルデヒドの放散量
　※　規制対象外　・　第三種

品　質	防火性能の級別	施工箇所
ＡＡ	⊙ １級　・ ２級　・	ＤＫのダクト囲い
ＡＡ	・ １級　⊙ ２級　・	上記以外

11.　断熱・防露　（19.9.2）

工法　⊙　断熱材打ち込み工法
　工場製造品

材　種	種類	厚さ(mm)	施工箇所
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材			
⊙ 押出法ポリスチレンフォーム保温材	３種Ｂ	20、25、35	図示
・ 硬質ウレタンフォーム保温材			

ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量　※　規制対象外　・　第三種
⊙　断熱材現場発泡工法
　現場吹付け発泡断熱材　厚さ　２５mm　難燃性　　級

２０章　ユニット及びその他の工事

~~1~~．フリーアクセスフロア	(20.2.2)	材質、寸法及び耐荷重性能及び耐震性能等は図示による。
~~2~~．トイレブース	(20.2.5)	表面材　・　メラミン樹脂系化粧板　・　ポリエステル樹脂系化粧板 脚部形式　※　ステンレス幅木　・
3．階段滑り止め	(20.2.6)	材種　※　ステンレス鋼　・ 形式　※　ビニルタイヤ又は合成ゴムタイヤ入り ・　タイヤなし 工法　・　埋込み　※　接着
~~4~~．ブラインド	(20.2.12)	（下表）
5．カーテンレール	(20.2.14)	カーテンレール形状　※　D型（SUS430）　・　H型（アルミ） ・　C型（SUS430）
~~6~~．アコーディオンドア		消防法に適合する防炎加工品を使用する。
~~7~~．アコーディオンカーテン		消防法に適合する防炎加工品を使用する。
8．ステンレス流し台		⊙　ＢＬ製品（トラップ付）（２ＤＫ、３ＤＫ、湯沸室） ⊙　一般型（水封50㎜以上のトラップ付）（２ＬＤＫ）
9．吊り戸棚		⊙　ＢＬ製品　・　一般型
10．コンロ台		⊙　ＢＬ製品　・　一般型 バックガード　⊙　有（ステンレス、高さ300）　・　無
11．水切り棚		⊙　ＢＬ製品　・　一般型（材種はステンレス鋼又はアルミニウム）
12　既製家具		合板類、MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量 ※　規制対象外　・　第三種

ブラインド（20.2.12）

形　式	材　種	開閉方式	スラット幅
※ 横型ブラインド	※ スラットはアルミニウム合金製、ヘッドボックス及びボトムレールは鋼製	※ ギアー式 ・ コード式 ・ 操作バー式	※ 25 ・ 35
・ 縦型ブラインド	・ アルミスラット（焼付塗装） ・ クロススラット（特殊樹脂加工）	※ ２本操作コード ・	・

※13. 靴拭きマット		・ ビニル製（受枠ステンレス製） ・ 硬質アルミニウム製（受枠ステンレス製） ・ ステンレス製（受枠ステンレス製）
14. 点検口		⊙ 天井 材種 アルミニウム 寸法(㎜) ⊛ 450×450 ・ 600×600 ⊙ 300×300 ⊙ 床 材種 ※ アルミニウム ・ ステンレス 寸法(㎜) ⊙ 450×450 ⊛ 600×600 目地 ⊙ アルミニウム ・ 真ちゅう ※ ステンレス 施錠 ・ 有 ・ 無 ⊙ 屋上 材種 ※ 公団型 ・ スチール製市販品 ⊙ 図面特記による 寸法(㎜) ※ 600×600 ・ 500×500 ⊙ 600φ ・ 550φ 施錠 ⊙ 有 ・ 無
２１章　排水工事		
1．排水管	(21.2.1)	硬質塩化ビニル管 ⊛ ＶＵ ⊙ ＶＰ ・ ＲＳ－ＶＵ ・ ＲＦ－ＶＰ
2．材料	(21.2.3)	埋戻し及び盛土の種別 ・ Ａ種 ※ Ｂ種 ・ Ｃ種 ・ Ｄ種
3．施工	(21.3.3)	通水試験 ※ 行う ・ 行わない 地業 図示による 再生クラッシャラン RC-40 の使用 ⊙ する ・ しない
２２章　舗装工事		
1．路床	(22.2.3)	盛土材料（表 3.2.1） ・ Ａ種 ※ Ｂ種 ・ Ｃ種 ・ Ｄ種 路床安定処理用材料 ・
	(22.2.5)	試験 ＣＢＲ試験 ・ 行う ※ 行わない 締固め度の試験 ・ 行う ※ 行わない 砂の粒度試験 ・ 行う ※ 行わない
2．路盤	(22.3.2)	路盤厚（車道部） ・ ⊙ 図示
	(22.3.3)	材料 ※ 再生クラッシャラン RC-40 ・ クラッシャラン C-40 ・ クラッシャラン鉄鋼スラグ CS-40
	(22.3.5)	厚さ、締め固め度試験 ※ 行う ・ 行わない

<table>
<tr><td>3．アスファルト舗装</td><td>(22.4.2)

(22.4.4)</td><td>舗装厚　※　図示による

種類（表層）
<table>
<tr><th>地　域</th><th>種　　類</th></tr>
<tr><td>※　一般地域</td><td>※　再生密粒度アスファルト混合物（13）
※　再生細粒度アスファルト混合物（13）
・　密粒度アスファルト混合物（13）
・　細粒度アスファルト混合物（13）</td></tr>
<tr><td>・　寒冷地域</td><td>・　密粒度アスファルト混合物（13F）
・　細粒度ギャップアスファルト混合物（13F）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>(22.4.5)
(22.4.6)</td><td>シールコート　・　行う　※　行わない
切取り試験　・　行う　・　行わない（軽易な場合）
アスファルト混合物の抽出試験
・　行う　※　行わない</td></tr>
<tr><td>4．コンクリート舗装</td><td>(22.5.6)</td><td>コア採取試験　・　行う　・　行わない</td></tr>
<tr><td>5．透水性アスファルト舗装</td><td>(22.6.6)</td><td>切取り試験　⊙　行う　※　行わない（軽易な場合）
アスファルト混合物の抽出試験　・　行う　※　行わない</td></tr>
<tr><td>6．排水性アスファルト舗装</td><td>(22.7.3)

(22.7.6)</td><td>乳剤品質　・　ＰＫＲ－Ｔ１　・　ＰＫＲ－Ｔ２

アスファルト混合物の抽出試験　・　行う　※　行わない</td></tr>
<tr><td>7．ブロック系舗装</td><td></td><td>インターロッキングブロック舗装　※　60（歩道）　・　80（車道）</td></tr>
<tr><td>8．区画線</td><td></td><td>路面表示用塗料　・　１種　・　２種　⊙　３種１号
色　※　白
塗布幅　※　図示
塗布厚さ　※　1.5</td></tr>
<tr><td colspan="3">２３章　植栽工事</td></tr>
<tr><td>1．植栽</td><td>(23.2.3)

(23.3.3)</td><td>土壌改良材　※　図示による　・

支柱　・　添え柱形　⊙　鳥居形　・　八ツ掛け形
・　布掛け形　・　ワイヤー掛け形　・　地下埋設形</td></tr>
</table>

別表 1-1

室内空気汚染対策について

1　測定する対象物質と厚生労働省が定める指針値

① ホルムアルデヒド・・・・　１００μｇ／ｍ^3（０．０８ppm）以下
② トルエン・・・・・・・・　２６０μｇ／ｍ^3（０．０７ppm）以下
③ キシレン・・・・・・・・　８７０μｇ／ｍ^3（０．２０ppm）以下
④ エチルベンゼン・・・・・３８００μｇ／ｍ^3（０．８８ppm）以下
⑤ スチレン・・・・・・・・　２２０μｇ／ｍ^3（０．０５ppm）以下

2　測定方法

①　一般施設

測定は、原則としてパッシブ型採取機器を用いて、次の要領で行う。

なお、測定方法は、監督職員の承諾を受けること。

（１）　３０分間換気

測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉を含む。）を開放し、３０分間換気する。

（２）　５時間閉鎖

(１)の後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。

（３）　測定

測定は次のアからウによる。

パッシブ型採取機器の設置場所は、部屋の中央付近で、床から１．２～１．５ｍとする。

ただし、保育所は、机上の高さとする。

ア　（２）の状態のままで測定する。

イ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。

なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する。

ウ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする。

測定の準備		測　　定
(1) 30分間換気	(2) 5時間閉鎖	(3) 8時間又は24時間測定

▲ パッシブ型測定器を設置　　▲ パッシブ型測定器を回収

注：(１)(２)(３)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。

② 学校

（1） 測定方法

測定は、パッシブ方式による場合は①により行ない、アクティブ方式による場合は次の要領で行う。

なお、測定方法等は監督職員の承諾を受けること。

ア ２（1）、（2）を適用する。

イ 測定位置は部屋の中央付近の少なくとも壁から１m以上離した机上の高さでおこなう。

ウ 測定時間は、３０分間（午後2時から3時頃）で２回以上とする。

エ 分析は、厚生労働省が室内空気中化学物質の濃度を測定するための標準的方法として示した、次の①、②によって行う。

① ホルムアルデヒドは、ジニトロフェニルホドラジン誘導体化固相吸着／溶媒抽出法によって採取し、高速液体クロマトグラフ法によって行う。

② 揮発性有機化合物は固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、容器採取法の３種の方法のいずれかを用いて採取し、ガスクロマトグラフィー一質量分析法によって行う。

オ ア、イ、ウにおいて、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。

ただし、局所的な換気扇等で、常時稼働させないものは停止させたままとする。

3 測定結果の報告

① 工事名、工事場所、建物用途

② 構造・規模

③ 対象室の仕上表及び材料の等級並びに採取位置（平面図）

測定条件及び測定結果（測定開始日、測定終了日、天候、測定方法、測定機器、製造者、分析方法、測定対象室名、室面積、測定物質、測定値、バッジ等番号（パッシブ型の場合）、測定時の空調換気方法、設計機械換気量、省エネモードの有無、測定開始時の室内温度、湿度、内装工事終了からの日数、測定時間、状況写真）

4 測定結果が厚生労働省の指針値を超えた場合の措置

測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度２により測定を行う。

公共の関与する埋立地、建設発生土の再資源化施設 又は 民間工事現場の一覧表

別表 2-1

受入場所及び受入基準一覧表

受入場所	所在地	事業者	搬出先	受入基準
(財)広島県環境保全公社佐伯区吉見園地先埋立地	佐伯区吉見園地先	(財)広島県環境保全公社	同左 082-242-1411	・産業廃棄物が含まれていないこと。 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める有害物質が含まれていないこと。 ・シルト分、粘土及び水分が多量に含まれていないこと。 ・樹木の根、その他これに類する異物が含まれていないこと。 ・人頭大(概ね 30 ㎝)以上の石が含まれていないこと。 ・その他土質等受入側の条件を満たすものであること。 ・悪臭を放たないこと。 ・(財)広島県環境保全公社に搬出する場合は、別表 2-2,3,4 の受入基準等を満たすこと。
本地別所ふれあい広場協議会	山県郡北広島町本地字空迫 653-1 外	本地別所ふれあい広場協議会	同左 0826-72-4068	
㈱熊野技建 リサイクル事業部	安芸郡熊野町字深原平 2672-115	㈱熊野技建	同左 082-854-6184	
㈱キョーワ	廿日市市宮内 725-1	㈱キョーワ	同左 0829-39-8200	
黒瀬資源再利用センター（株）	東広島市黒瀬町大字大多田大十田 302-52	黒瀬資源再利用ｾﾝﾀｰ（株）	同左 0823-83-1370	
博栄興産㈱秀地工場	江田島市大柿町大原字秀地	博栄興産㈱ 0823-57-5777	㈲盛伸砂材 【仮置場】(安芸郡海田町西明神町 7 番) 082-885-6822	
			㈱丸兼産業 【仮置場】(安芸郡海田町西明神町 7 番) 082-229-1155	
			㈲エコセンター 【仮置場】(南区出島 2 丁目 39－1) 082-252-4383	
			広島資材㈱ 【仮置場】(廿日市市木材港北 4-33) 0829-32-8351	
総合ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ 協和鉱業㈱	安佐北区安佐町筒瀬 2211	協和鉱業㈱	同左 082-838-1018	
㈱ﾌﾛﾝﾃｨｱｼﾞｬﾊﾟﾝ 安佐南建設発生土再資源化ﾌﾟﾗﾝﾄ	安佐南区上安町字松畝 320 外	㈱ﾌﾛﾝﾃｨｱｼﾞｬﾊﾟﾝ	同左 082-870-5559	
㈲秀知産業（小濱）	安佐北区安佐町小河内槙原 584 番地 1	㈲秀知産業	同左 082-835-1540	
可部興産㈱安佐工場	安佐北区安佐町大字飯室 2005	可部興産㈱	同左 082-835-2075	
㈲沖田砂利程原処理場	山県郡安芸太田町大字穴字津都見 94-11	㈲沖田砂利	同左 0826-23-0736	
あさやま工業㈱加計工場	山県郡安芸太田町大字津浪字浅瀬 40-2	あさやま工業㈱	同左 0826-23-0023	
（民間工事現場がある場合記入）				（追加条件がある場合記入）

・広島県環境保全公社佐伯区吉見園地先埋立地、本地別所ふれあい広場協議会に搬出する場合は、工事完成時に搬入伝票の写しを提出すること。
・民間工事現場に搬出する場合は、工事完成時に相手方施工会社の受入の証明の写しを提出すること。
・上表のその他の受入場所に搬出する場合は、工事完成時にマニフェスト D 票の写しを提出すること。

別表 2-2

【 (財)広島県環境保全公社佐伯区吉見園地先埋立地の受入基準等】

１受入基準等	(1) 受入基準 ① 物理性状 (1) シルト、粘土分及び水分を多量に含まないこと。 (2) 樹木の根等、異物が概ね除去されていること。 (3) 最大径が概ね３０㎝以下であること。 (4) 産業廃棄物を含まないこと。 注)「産業廃棄物」とは、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくずおよび陶磁器くず、鉱さい、建設廃材、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産廃処理物等をいう。 ② 化学性状 次のページの検定試験項目に適合したもの (2) 検定試験 ① 搬入する建設発生土が 10,000m^{3}を超えるもの、または搬出場所が河川敷、工場跡地の場合については、事前に判定基準に係わるすべての項目（３４項目）の検定試験を実施し、判定基準確認の後、その分析証明書を監督員に提出すること。 ② 試料の採取箇所は、10,000m^{3}までは１か所、10,000m^{3}を超えるごとに１か所づつ追加すること。 ③ 検定試験の項目は、次ページの判定基準により行うこと。

別表 2-3

【判定基準】

（化学性状）

試験項目	判定基準
1　水銀又はその化合物	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　水銀　0.005mg 以下
2　ｶﾄﾞﾐｳﾑ 又はその化合物	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　ｶﾄﾞﾐｳﾑ　0.1mg 以下
3　鉛又はその化合物	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　鉛　0.1mg 以下
4　六価クロム化合物	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　六価クロム　0.5mg 以下
5　ヒ素又はその化合物	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　ヒ素　0.1mg 以下
6　シアン化合物	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　シアン　1.0mg 以下
7　アルキル水銀化合物	－検出されないこと－
8　有機リン化合物	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　有機ﾘﾝ化合物　1.0mg 以下
9　ＰＣＢ	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　ＰＣＢ　0.003mg 以下
10　銅又はその化合物	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　銅　3.0mg 以下
11　亜鉛又はその化合物	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　亜鉛　5.0mg 以下
12　ふっ化物	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　ふっ素　15.0mg 以下
13　トリクロロエチレン	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ　0.3mg 以下
14　テトラクロロエチレン	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ　0.1mg 以下
15　ﾍﾞﾘﾘｳﾑ 又はその化合物	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　ﾍﾞﾘﾘｳﾑ又はその化合物　2.5mg 以下
16　クロム又はその化合物	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　ｸﾛﾑ又はその化合物　2.0mg 以下
17　ﾆｯｹﾙ又はその化合物	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　ﾆｯｹﾙ又はその化合物　1.2mg 以下
18　ﾊﾞﾅｼﾞｳﾑ 又はその化合物	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　ﾊﾞﾅｼﾞｳﾑ又はその化合物　1.5mg 以下
19　ジクロロメタン	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ　0.2mg 以下
20　四塩化炭素	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　四塩化炭素　0.02mg 以下
21　1･2-ジクロロエタン	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　1･2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ　0.04mg 以下
22　1･1-ジクロロエチレン	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　1･1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ　0.2mg 以下
23　ｼｽ-1･2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　ｼｽ-1･2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ　0.4mg 以下
24　1･1･1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　1･1･1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ　3.0mg 以下
25　1･1･2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　1･1･2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ　0.06mg 以下
26　1･3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　1･3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ　0.02mg 以下
27　チウラム	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　チウラム　0.06mg 以下
28　シマジン	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　シマジン　0.03mg 以下
29　チオベンカルブ	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ　0.2mg 以下
30　ベンゼン	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　ベンゼン　0.1mg 以下
31　セレン又はその化合物	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　ｾﾚﾝ又はその化合物　0.1mg 以下
32　有機塩素化合物	試料1kgにつき　有機塩素化合物　40.0mg 以下
33　水銀、PCB の含有濃度	水銀　25ppm 未満　ＰＣＢ　10ppm 未満
34　油分	検液1ﾘｯﾄﾙにつき　15mg 以下 (投入処分時に視認できる油分が生じないこと)
35　ダイオキシン	成分試験　150pg-TEQ/g 以下 溶出試験　10pg-TEQ/g 以下

	注）　化学性状に係る検定方法 (1) 項目 1～32 の判断基準は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第５条第１項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（平成 10 年環境庁告示第 17 号）又は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（平成 10 年環境庁告示第 16 号）による。 (2) 項目 33 は、「底質調査方法」（昭和 63 年環水管第 127 号）による。 (1) 項目34は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条第１項第４号に規定する海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法」（平成７年環境庁告示第86号）による。 (2) 項目35は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第５条の16第2項第4号による。

霞南住宅（仮称）新築工事

事業年度２０年度 工事完成２１年度	設計 ２０年8月	広島市都市活性化局 段原再開発部　補償課	建築士登録番号・氏名 一級建築士登録 第１３２０３５号 林　憲和	課長	課長補佐			照合	設計	株式会社　K 構造研究所 一級建築士事務所登録０７（１）第６８９号 一級建築士登録第３４０６９号　神田　智司	建築意匠 一級建築士登録 第２４８８８０号 松本　恵	工事名 霞南住宅（仮称）新築工事	図面名称・縮尺 表紙　－	図番 A－01

意匠図									構造図		
図番	図面名称	縮尺	図番	図面名称	縮尺	図番	図面名称	縮尺	図番	図面名称	縮尺
A－01	表紙	—	A－41	3DK展開図2	1/50	A－81	外構詳細図4	1/30·100	S－01	構造設計標準仕様	—
A－02	図面リスト	—	A－42	天井伏図	1/100	A－82	外構詳細図5	1/50	S－02	配筋標準図1	—
A－03	工事区分表	—	A－43	建具配置図	1/100·200	A－83	外構詳細図6	1/10·30·50	S－03	配筋標準図2	—
A－04	附近見取図	1/3000	A－44	建具リスト1	1/100	A－84	外構詳細図7	1/30·50	S－04	配筋標準図3	—
A－05	配置図・敷地断面図	1/250	A－45	建具リスト2	1/100	A－85	外構詳細図8	1/5·20·50	S－05	配筋標準図4	—
A－06	敷地面積表	1/400	A－46	建具リスト3	1/100	A－86	外構詳細図9	1/5·30	S－06	梁貫通孔補強材	—
A－07	面積表1（建築基準法）	1/200	A－47	建具リスト4	1/100	A－87	駐輪場1・2図	1/5·50	S－07	ボーリング柱状図	—
A－08	面積表2（建築基準法）	1/200	A－48	部分詳細図1	1/10·20	A－88	ゴミ置場図	1/50·100	S－08－1	杭伏図	1/200
A－09	面積表3（公営住宅法）	1/200	A－49	部分詳細図2	1/5·10·20	A－89	植栽配置図	1/250	S－08－2	基礎伏図	1/200
A－10	面積表4（公営住宅法）	—	A－50	部分詳細図3	1/10	A－90	雨水排水配置図	1/250	S－09	2・3階伏図	1/200
A－11	法規チェック	1/200·500	A－51	部分詳細図4	1/10	A－91	桝リスト　勾配図	1/250	S－10	4・5階伏図	1/200
A－12	外部仕上表	—	A－52	部分詳細図5	1/20·30	A－92	桝詳細図	1/20·30	S－11	6・7階伏図	1/200
A－13	内部仕上表1	—	A－53	2DK・3DK・湯沸室流し台図	1/20	A－93	現況図1	1/30·100·400	S－12	R階伏図	1/200
A－14	内部仕上表2	—	A－54	2LDK流し台図	1/20	A－94	現況図2	1/400	S－13	X方向軸組図（北棟）	1/200
A－15	内部仕上表3	—	A－55	UB1216図1	—	A－95	仮設計画図	1/400	S－14	Y方向軸組図（北棟）	1/200
A－16	平面図1	1/200	A－56	UB1216図2	1/10·20	A－96	日影図	1/600·2000	S－15	軸組図（南棟）	1/200
A－17	平面図2	1/200	A－57	UB1616図1	—				S－16	杭リスト	1/20
A－18	立面図1	1/200	A－58	UB1616図2	1/10				S－17	基礎リスト1（北棟）	1/40
A－19	立面図2	1/200	A－59	UB1616図3	1/20				S－18	基礎リスト2（北棟）	1/40
A－20	断面図	1/200	A－60	内装プレハブ　仕様書1	—				S－19	基礎リスト（南棟）	1/40
A－21	ピット位置図	1/150	A－61	内装プレハブ　仕様書2	—				S－20	地中梁リスト（北棟）	1/30
A－22	矩計図1	1/50	A－62	内装プレハブ　パネル詳細図	—				S－21	地中梁リスト（南棟）	1/30
A－23	矩計図2	1/50	A－63	内装プレハブ　平面詳細図1	1/10				S－22	柱リスト1（北棟）	1/30
A－24	矩計図3	1/50	A－64	内装プレハブ　平面詳細図2	1/10				S－23	柱リスト2（北棟）	1/30
A－25	矩計図4	1/50	A－65	内装プレハブ　平面詳細図3	1/10				S－24	柱リスト1・小梁リスト（南棟）	1/30
A－26	矩計図5	1/50	A－66	内装プレハブ　断面詳細図1	1/10				S－25	柱リスト2（南棟）	1/30
A－27	矩計図6	1/50	A－67	内装プレハブ　断面詳細図2	1/10				S－26	梁リスト1（北棟）	1/30
A－28	屋外階段1詳細図	1/50	A－68	内装プレハブ　断面詳細図3	1/10				S－27	梁リスト2（北棟）	1/30
A－29	EV・屋外階段2廻り平面詳細図	1/50	A－69	集会所　外部仕上表	—				S－28	梁リスト3（北棟）	1/30
A－30	屋外階段2断面詳細図1	1/50	A－70	集会所　内部仕上表1	—				S－29	梁リスト（南棟）	1/30
A－31	屋外階段2断面詳細図2	1/50	A－71	集会所　平面・屋根伏・立面・天井伏図	1/100				S－30	壁リスト（北棟）	1/30
A－32	開放廊下EXP.J廻り詳細図	1/50	A－72	集会所　矩計図	1/50				S－31	壁リスト（南棟）	1/30
A－33	2DK平面詳細図	1/50	A－73	集会所　平面詳細・建具配置図	1/50				S－32	床版リスト（北棟）	1/30
A－34	2DK展開図1	1/50	A－74	集会所　展開図1	1/50				S－33	雑配筋図（北棟）	1/30
A－35	2DK展開図2	1/50	A－75	集会所　展開図2	1/50				S－34	床版リスト（南棟）	1/30
A－36	2LDK平面詳細図	1/50	A－76	集会所　建具リスト	1/100				S－35	雑配筋図（南棟）	1/30
A－37	2LDK展開図1	1/50	A－77	外構配置図	1/250				S－36	架構配筋図（北棟）	1/40
A－38	2LDK展開図2	1/50	A－78	外構詳細図1	1/10·20				S－37	架構配筋図（南棟）	1/40
A－39	3DK平面詳細図	1/50	A－79	外構詳細図2	1/30				S－38	伏図・軸組図（集会所）	1/100
A－40	3DK展開図1	1/50	A－80	外構詳細図3	1/30·3000				S－39	配筋図（集会所）	1/30
									S－40	スリーブ図	1/100

事業年度20年度 工事完成21年度	設計 20年8月	広島市都市活性化局 段原再開発部　補償課	建築士登録番号・氏名 一級建築士登録 第132035号 林　憲和	課長	課長補佐	照合	設計	株式会社　K構造研究所 一級建築士事務所登録07（1）第689号 一級建築士登録第34069号　神田　智司	建築意匠 一級建築士登録 第248880号 松本　恵	工事名 霞南住宅（仮称）新築工事	図面名称・縮尺 図面リスト　—	図番 A－02